

牟田事務所 許可通信

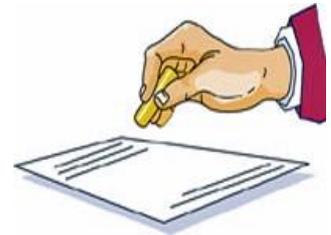
<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 07

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 建設工事は請負契約です!!

工事代金の100%が人件費、つまり「人工」代の場合は、
請負工事なのではないでしょうか？



「請負契約」とは、**依頼を受けた者(請負人)がある仕事を完成**することを約束し、その**注文者がその仕事に対して報酬を支払う契約**をいいます。

建物の建築工事や土木工事などのように、実際、物として完成させる契約が一般的ですが、弁護士のように訴訟をやり遂げる「依頼」などのような場合も請負契約となります。注文者は完成した目的物の引渡しを受けると同時に報酬を払えばよいことになっており、これに瑕疵があれば修補や損害賠償の請求ができます。

事務処理を依頼する「委任」、労務を依頼する「雇用」とは区別され、「仕事の完成」が目的とされています。

つまり、「**受注した工事の完成**」を目的としているかがポイントとなります。単に作業員を現場に派遣しただけでは、工事の完成を約束したとは言えません。よって、請負契約ではありません。

初めて建設業許可を申請する時は、過去5年間あるいは7年間に、工事を請け負った実績を見せなくてはならないパターンが大半です。その見せる証拠書類は、契約書あるいは注文書・請書、そのほか請求書でも可能です。ですが、ご注意ください。請求書に内訳として記載されているのが「人工」だけであったならば、**工事を請け負ったとはみなされません!!** はねられてしまいます。



請求書に記載した名目が、「〇〇工事一式」と「人工」では、まったく仕事の目的が違って見えるものなのです。工事の完成を果たしたから請求するのか、人を現場に行かせて作業させたから請求するのか、言葉ひとつで大きく違ってくるものですね。

★運送業★ Gマーク



安全性優良事業所認定申請準備

Gマーク制度 平成15年から実施され、荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全日本トラック協会が厳しい評価をし、認定した事業所ですを安全性優良事業所と呼び、↑のマークをつけることを許されています。平成26年3月末日現在、19,238事業所あり、これは全事業所数のナント23%に当たります。

大きく分けて、Ⅰ安全性に対する法令の順守状況 Ⅱ事故や違反の状況 Ⅲ安全性に対する取組の積極性の3項目があり、Ⅰ～Ⅲそれぞれに基準点が設けられています。

7月1日～14日申請に向け、新規申請、更新申請の事業所様を訪問し、特に「Ⅲ安全性に対する取組の積極性」について、資料等を確認させて頂いております。この項目の配点は20点で、基準点は12点です。12点に満たなければ認定されません。

具体的には、事故防止対策マニュアル、安全対策会議、運転者研修、一般適性診断、省エネ運行、運転記録証明書による個別指導、グリーン経営・ISO、安全表彰、その他輸送の安全に関する自主的、先進的等取り組みがあります。その中で問題になるのが「**安全対策会議**」や「**運転者研修**」です。会議も研修も実際には、定期的で開催しておられるのですが…記録が今ひとつです。メモはあります。「荷主からのクレーム、運賃のこと、荷積み荷卸し等輸送の品質」などが書いてあり、「この中のどれが安全に関することですか？」と尋ねると、「クレームも安全に関することなんですが…」。安全対策としての記録が弱いですね。おぼろげな記憶を基に記録、議事録という形に仕上げていきます。運転者研修も同様に、使用した資料や参加者の感想も今ひとつの感があります。どちらも、メモや記憶は困りものです。記録にしておくといいですね。会議を開催するにしても、目的を分かりよくして、会議では、「誰が、いつまでに、どのように、いくらで…」と決めると明確になりますね。

ゲリラ豪雨

最近、いくつかの事業所様で運転者研修をさせて頂きました美幸です。

～お伝えした内容～

名古屋は空梅雨というものの、間違いなく鬱陶しく、運転していて困る時期です。特に、梅雨明けにはゲリラ豪雨がつきものです。**急に激しく降り出した雨に、歩行者は雨宿りに急ぎ、周りは見えていません。**ドライバーさん、スピードを緩める勇気をお願いします。

先日、テレビで関東のゲリラ豪雨をやっていました。黒い雲がやってきて瞬く間に周り一面が真っ白！ 視界ゼロの中、歩行者はあわてて雨宿りできるところを探して走り出していました。歩行者に周りを見る余裕はありません。怖かったです。

それから、**ゲリラ豪雨って天気予報に出ない**ってこと！ ドライバーさんにも教えてください。くれぐれも、ご安全に！！ \ (^o^)/

建り法

★産業廃棄物★

国交省の建設リサイクル推進施策検討小委員会は、国や行政だけでなく民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が、中間的に取り組むべき建設廃棄物のリサイクルや適正処理などを推進するための「建設リサイクル推進に係る方策」を作成し、意見募集を開始しました。

中間的に目指すべき方向性・・・

建設廃棄物ごとの目標値

- アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊 98～99%以上(再資源化率)
- 建設発生木材 95%以上(再資源化・縮減率)
- 建設汚泥 85～90%(再資源化・縮減率 時期目標値)
- 建設混合廃棄物 3.5～4.0%以下(排出率)、60%以上(再資源化・縮減率)
- 建設廃棄物全体 96%以上(再資源化・縮減率)
- 建設発生土 90%以上(利用土砂の有効利用率)



また、新たに取り組むべき重点方策を、リサイクル品目ごとに提案しています。このうち建設混合廃棄物については、**優良施設への搬出の優先実施を工事図書で定める**ことや、進捗管理指標を「建設混合廃棄物排出率」及び「再資源化・縮減率」に変更することなどが効果的であるとしています。

さらに、**建設廃棄物物流のモニタリング強化、地域固有の課題解決の促進**、工事前段階における**発生抑制、現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減**の促進などの方策をあげています。

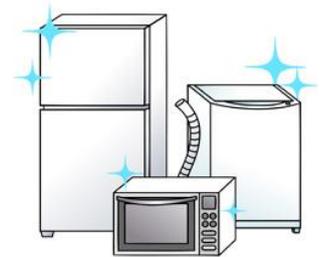
家電リサイクル実績を公表

経産省と環境省は、家電リサイクル法に基づいて引き取った、廃家電 4 品目の平成 25 年度の引取台数を公表しました。

家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は、リサイクル処理により、

鉄、銅、アルミニウムが有価物として回収され、**全体で法定基準を上回る再商品化率が達成！！**

廃家電 4 品目の再商品化率は、エアコンで 91% (法定基準 70%)、ブラウン管テレビで 79% (同 55%)、液晶・プラズマテレビで 89% (同 50%)、冷蔵庫・冷凍庫で 80% (同 60%)、洗濯機・衣類乾燥機で 88% (同 65%) となっており法定基準を上回る再商品化率が達成されました。



数字を見るとかろうじてではなく大幅に基準を上回っていることがわかります。こういった数字を世の中にもっとわかりやすく浸透させることが出来たら消費者の意識も少しずつ変わっていくのではないかと思います。



特殊車両についての取締りが厳しくなっています

昨年「特殊車両の通行に関する指導要綱」が改正され、繰り返し違反する使用者については名称と指導内容を公表しています。この公表はHPに限らず**報道機関及び関係行政機関への資料送付**もするとしていますが、いまのところ目立った報道等はないようです。また、今まで、NEXCOでは積載物を乗せた状態で高さ 4.1m、長さ 19.99mまでの許可を下ろしていました。昨年、NEXCO東日本の管轄で、**車両全長の1割増**までしか許可されなくなりましたが、ついに今年是全国的になってしまいました。



道路の老朽化対策とよく聞きますが、修繕が老朽化のスピードについていけなくなったとき、特殊車両が通行できる経路はもっと限られてくるのではないかと心配です。

特殊車両通行許可とは



一般制限値を超える車両については原則、道路を通行してはならないと法律で定められています。道路管理者が条件をつけて通行を許可するのが特殊車両通行許可です。

2014 FIFA ワールドカップ ブラジル大会

2014 FIFA WORLD CUP BRAZIL



グループリーグ最終のコロンビア戦、朝早起きをして観戦しましたが、完敗・・・

その後の仕事になかなか力が入らないなんて・・・

みなさんそんなことありませんでしたか？

私もそんな中の一人です・・・って言ったら怒られてしまいます（笑）

残念ながら日本は予選敗退となってしまいましたがブラジルではまだまだ熱い戦いが繰り返されています。そんなブラジルのちょっと変わった法律をご紹介します。

◆ブラジルのリオデジャネイロ州の法律では「**幼稚園の生徒がリュックを背負う場合、背負える教材の重さが体重の5%まで。小中学生に関しては体重の10%まで。**」と決められています。

こちらは違反をすると、学校に対して罰金が科されます。州によっては、保護者や校長が責任を負うところもあります。これは、学校教育が熱心な反面、たくさんのテキストを持たせることで子供が側湾症になってしまうという報告が出され、子供の健康についても気にしなくてはならないと、このような法律ができたそうです。

◆ブラジルでは**看板の文字が間違っていると罰金**

ブラジルのポウゾアレグレ市の話ですが、ある日市長が町を歩いている時に街の看板のあまりの間違いの多さに気づき、字の読み書きができない人の多いブラジルでそれを放置してしまうと、そのまま覚えてしまうことになるといけないという事で、法律を作ったそうです。

